

熱海市指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年7月4日

告示第68号

改正 平成17年11月14日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号。)第4条第2項の規定に基づき、熱海市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の募集に関すること。
- (2) 指定管理者の選定に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し等に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、市職員のうちから市長が任命する。ただし、市長が必要であると認めるときは、市職員以外の者に対して委員の委嘱をすることができる。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(平17告示86・全改)

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成17年告示第86号)

この告示は、公示の日から施行する。